

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき、総務局渉外部の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年5月30日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

第1 監査の種類及び日程

1 監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の日程

平成28年3月7日から同年5月27日まで

第2 定期監査

1 監査の調査項目及び対象

総務局渉外部において、平成27年度(平成28年3月末日まで)、ただし、必要に応じて平成26年度以前に執行した次に掲げる事務を対象として、抽出により実施した。

(1) 渉外課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(2) 広聴広報課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(3) シティセールス・親善交流課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(4) 東京事務所

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

2 監査の着眼点

財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次の主な着眼点に基づき監査を行った。

(1) 各事業の委託料の支出に関する事務

ア 契約締結事務

(ア) 契約相手方の選定方法は適切か。

(イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(ウ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。

イ 委託料の支出

(ア) 委託料の支出は適正な時期に行われているか。

(イ) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

(2) 各事業の旅費の支出に関する事務

ア 旅費の算定は適正に行われているか。

イ 支給遅れや概算払いの精算の遅れはないか。

ウ 出張命令票等は適正に作成されているか。

3 監査の主な実施内容

総務局渉外部渉外課、広聴広報課、シティセールス・親善交流課及び東京事務所から提出された関係書類、資料等に基づき、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年4月28日及び同年5月2日にヒアリングによる事情聴取を行った。

4 監査の結果

総務局渉外部における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

第3 行政監査

1 監査の調査項目

重点調査項目と個別調査項目の2項目について、定期監査と併せて監査を行った。

区分	テーマ	対象課・機関名
重点調査項目	契約における業者選定(1者随意契約の場合)について	渉外課、広聴広報課及びシティセールス・親善交流課
個別調査項目	東京事務所における情報収集及び本市施策の広報に関する事務について	東京事務所

2 重点調査項目に係る行政監査

(1) 監査の対象

総務局渉外部各課が締結した委託料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第27条第1項第3号において随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている「予定価格が10万円以下」の契約については除外した。また、東京事務所については対象となる契約がなかった。

監査の対象期間は原則として平成27年度(平成28年3月末日まで)とし、必要に応じて平成26年度以前についても対象とした。

(2) 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、法第234条において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されており、一般競争入札が原則となっている。さらに、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項第1号から第9号までに該当するときに限定されている。

また、契約規則第27条において、随意契約による場合は2人以上から見積書を徴取することを義務付けるとともに、例外的に「1人の見積書の徴取で足りる」場合及び「見積書の徴取を省略することができる」場合が定められている。

市では随意契約について、「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)を作成し、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行えるよう定めている。随意契約による契約の締結に当たっては、このガイドラインに留意し、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

以上のことから、契約における業者選定(1者随意契約の場合)が、関係諸

規程に準拠し適正に行われているか、また効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- ア 1者随意契約とする場合の理由は、政令第167条の2第1項各号の要件に該当していることが確認できるか。
- イ 政令第167条の2第1項第2号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。
- ウ 1者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。

(4) 監査の主な実施内容

総務局渉外部渉外課、広聴広報課及びシティセールス・親善交流課から提出された関係書類、資料等に基づき、書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年4月28日及び同年5月2日にヒアリングによる事情聴取を行った。

(5) 対象事務の概要

ア 1者随意契約に関する事務の概要

1者随意契約に当たり、担当課はガイドラインに基づき、予定価格10万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」(以下「1者随契理由書」という。)及び「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書」(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

【参考1】

随意契約によることができる場合（政令第167条の2第1項各号の概要）

第1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第3号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
第4号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第9号	落札者が契約を締結しないとき

【参考2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額（ガイドラインより）

契約の種類	契約方法		1者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負			250万円以下	超 公表
財産の買入れ			160万円以下	超 公表
物件の借入れ			80万円以下	超 公表
財産の売払い			50万円以下	超 公表
物件の貸付け			30万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの			100万円以下	超 公表

イ 1者随意契約の状況について（平成28年2月末現在）

（ア）契約の状況

契約規則において、随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている予定価格が10万円以下の契約を除いた、委託料に関する

る契約の状況は次のとおりである。

契約全体では、件数が75件、契約金額は合わせて約3億335万円であった。随意契約は、件数が65件(86.7%)、契約金額は合わせて約2億22万円(66.0%)であり、このうち1者随意契約となっていたものは57件で、随意契約に占める割合は87.7パーセントであった。契約金額の最高額は「相模原市コールセンター運營業務委託」の89,060,040円(長期継続契約の平成27年度分)であった。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
一般競争入札	1	80,775,414
指名競争入札	9	22,361,816
随意契約	65	200,220,841
見積合せ	8	3,637,624
1者随意契約	57	196,583,217
計	75	303,358,071

予定価格10万円以下の契約を除く。

(イ) 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約57件は、すべて競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。

(ウ) 契約継続年数

1者随意契約57件の同一の相手方との継続契約年数別の状況は以下のとおりである。5年以上継続して契約を締結していたものは12件(21.1%)であった。継続年数の最長は「友好都市等交流事業委託」の26年であった。

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
件数	32	13	5	6	1	57

(6) 監査の結果 (検討すべき事項)

今回の行政監査の結果、事務事業を改善するために検討すべき事項は次のとおりである。

ア 1 者随意契約とした理由について

業者選定の理由について確認したところ、次のような不適切な事例が見られた。

- (ア) 相模原市地域資源(今昔映像)等デジタル化業務委託は、市が指示するイベントや自然、街並み等の地域資源の動画撮影に関する業務を委託する契約であり、5年間同一の相手方と継続して契約を締結していた。当該契約における1者随契理由書では業者選定の理由について、「本市における地域資源の撮影スポットに精通しているとともに、本市が保有する動画のデジタル化業務を履行した経験があり、過去に撮影した場所及び時期を選定できる等、同程度の実績を有する事業者が他にはない」としているが、他の業者による当該委託業務の履行の可能性についての検討は行われていなかった。

市が契約事務を執行するに当たっては、競争性や公正性を確保し、適正な価格で契約を締結することが求められている。過去の実績や業務に精通している等の理由のみをもって安易に1者随意契約とすることなく、競争性等を確保するために入札等ができる余地はないか慎重に検討し、適正に事務を執行されたい。【広聴広報課】

イ 1 者随契理由書の作成について

- (ア) 1 者随契理由書の記載内容を確認したところ、ガイドラインで示されている、「新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合」における「複数の候補者から特定の一業者を選定した経過及び理由」の記載がない、次のような不適切な事例が見られた。

- a 地域情報誌へのイベント告知記事の掲載に関する契約において、契約相手方を選定した理由について、掲載する情報誌の発行者であることのみが記載されていた。【渉外課】
 - b 新聞への広告掲載に関する契約において、契約相手方を選定した理由について、掲載する新聞社の指定代理店を選定した理由のみが記載されていた。【広聴広報課】
 - c 公共交通機関への市プロモーションムービーの放映に関する契約において、契約相手方を選定した理由について、鉄道会社の指定代理店であることのみが記載されていた。また、その他10件の契約で同様の事例が見られた。【シティセールス・親善交流課】
- (イ)平成27年度に初めて締結した契約の1者随契理由書において、事前確認状況欄中、複数年同一業者と契約している場合に必要な事項を確認した旨のチェックがあるなど、調査した7件とも誤記載が見られた。【渉外課】

市が1者随意契約により契約を締結する場合は、透明性を確保するため、その経過や理由を市民に説明する責任がある。1者随契理由書の作成に当たっては、1者随意契約とした経過や理由をガイドラインに基づき明確に記載するとともに、記載内容の精査・確認を徹底されたい。

(7) 意見

随意契約は政令に規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し市民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を1者随契理由書に具体的に記載する必要がある。

過去の実績や業務に精通している等の理由のみで安易に判断することは、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがあり、その判断は契約ごとに、種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、主観的又は恣意的とならないよう注意しなければ

ならない。

市は、随意契約による場合の根拠法令や理由の解釈を庁内において統一かつ公正に行うため、ガイドラインを定めている。1者随意契約による契約の締結に当たっては、当該契約方法があくまで例外的な契約方法であることを踏まえ、ガイドラインの内容に留意し検討・判断するとともに、1者随契理由書に1者随意契約と判断した経過や理由を具体的に記載することにより透明性を確保し、適正に事務を執行されたい。

3 個別調査項目に係る行政監査

(1) 監査の対象

総務局渉外部東京事務所の所管に係る「市政に関連のある情報、資料の収集及び調査に関する事務」及び「本市施策の紹介、宣伝等広報に関する事務」を対象とした。

監査の対象期間は原則として平成27年度(平成28年3月末日まで)とし、必要に応じて平成26年度以前についても対象とした。

(2) 監査の目的

東京事務所は昭和63年に設置され、これまで中央省庁等との連絡調整や市政に関連のある情報、資料の収集及び調査を行うとともに、市施策の紹介、宣伝等の広報業務を行ってきた。

現在、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行や地方分権改革の進展により大きく変化しており、本市においてもこれらに加えて、今後確実に迎えることとなる人口減少社会を見据えて持続可能な都市経営を行うことが求められている。こうした中、豊かな自然や充実した都市機能を備えた市街地などの多様な地域資源や、リニア中央新幹線駅設置といった大規模プロジェクトなどのポテンシャルを生かして、人や企業に選ばれるまちづくりを進めるためには、積極的にシティセールスを展開していくことが重要であり、今後さらに、市政に関連する情報を迅速に収集し効果的に活用することや本市に対する認知度の向上、市の魅力発信の必要性が高まるものと考えられる。

以上のことから、東京事務所における情報収集及び本市施策の広報に関する

る事務が、効率的かつ有効的に行われているかを主眼に行政監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- ア 市政に関連のある情報、資料の収集等は迅速かつ能率的・効率的に行われているか。
- イ 本市施策の紹介、宣伝等広報に関する事務は有効的に実施されているか。

(4) 監査の主な実施内容

東京事務所から提出された関係書類、資料等に基づき、書面調査及び聞き取り調査を行った。併せて、各政令指定都市の東京事務所において取り扱う事務の状況を把握し参考とするため、平成28年3月18日から同月31日までの間、本市を含む政令指定都市20市を対象に、調査票を用いた状況把握を行った。また、現地の実態を確認するため、同年4月6日に現地調査を実施した。さらに、同月28日にヒアリングによる事情聴取を行った。

(5) 対象事務の概要

ア 東京事務所の概要

東京事務所は、国における政治、経済情勢等の動向を的確に把握し、迅速な対応を図るため、中央省庁との連絡調整及び市政に関連のある情報や資料の収集機能の充実にを図ることを目的に、昭和63年4月に開設され、これまで市政に関連する情報や資料の収集、諸官庁との連絡調整等を行ってきた。

(ア) 所在地 東京都千代田区平河町2丁目4番1号(日本都市センター会館12階)

(イ) 設置年月日 昭和63年4月1日

(ウ) 職員配置 4名(平成28年4月1日現在)

(エ) 予算

表1 予算額及び内訳

(単位：千円)

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	主なもの
予算額	8,221	8,221	8,221	
旅費	800	800	800	
需用費	822	816	816	消耗品
役務費	240	295	295	電話料
委託料	33	33	33	
使用料及び賃借料	5,958	5,909	5,909	事務室賃借料
負担金、補助及び交付金	368	368	368	各協議会等負担金

(オ) 分掌事務

- a 各省庁その他諸機関等との連絡調整に関すること。
- b 市政に関連のある情報及び資料の収集に関すること。
- c 本市施策の紹介、宣伝等に関すること。
- d その他特命事項に関すること。

イ 市政に関連のある情報、資料の収集等に関する事務

東京事務所では、市政に関連のある情報・資料の収集及び庁内関係部局への提供事務を行っている。収集及び提供を行っている資料は、国の予算・制度に関する資料、担当部局からの依頼に基づく資料、市の課題となっている事業の資料である。

(ア) 収集及び提供の方法について

省庁、関係機関等の会議出席や訪問等により情報・資料の収集を行っている。

東京事務所が収集した資料のうち、省庁のホームページなどインターネット上に掲載されるまでに時間を要する資料、インターネット上では確認できない資料を提供の対象とし、担当部局には電子メール等により提供し、全庁には相模原市職員ポータルサイトの掲示板を利用して周知している。全庁へ周知した資料については、相模原市庁内共通ファイルサーバーに電子データで保存しており、件名を時系列に記載した一覧表により内容を検索することができる。

(イ) 提供件数及び送付先について

平成 27 年度は 1,525 件の資料を提供しており、送付先及び内訳は、全庁への周知が 1,300 件、担当部局への送付が 234 件であった。(全庁周知と担当部局への送付を併せて行った資料があるため、合計は一致しない。)

主な送付先は、財務部財務課並びに税務部税制課、市民税課及び資産税課であった。

表 2 庁内への情報提供件数

年 度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
件 数	1,258	1,256	1,525

【参考 1】

平成 26 年度担当課への情報提供件数(「相模原市政の概要平成 27 年度」より)

関 係 省 庁	件 数	関 係 省 庁	件 数
総 務 省 関 係	201	内 閣 府 関 係	158
厚 生 労 働 省 関 係	243	文 部 科 学 省 関 係	108
経 済 産 業 省 関 係	126	環 境 省 関 係	93
国 土 交 通 省 関 係	125	そ の 他	158
農 林 水 産 省 関 係	57	合 計	1,256

ウ 本市施策の紹介、宣伝等広報に関する事務

東京事務所では、本市における施策及び施設の紹介、イベント情報の発信等を行っている。各部署で作成しているパンフレット類等の資料を配付、配架するほか、平成 27 年度は都内で開催されたイベントへの出展等の取組を行った。

(ア) 配付、配架物について

配付、配架物については各部署から送付を受けるほか、東京事務所の職員が自ら収集する場合もある。これらの資料は、地元選出国會議員や関係する省庁の職員等に広報紙等を配付している。また、日本都市セン

ター会館ロビー階に設置された展示コーナーに、日本都市センターに同居している各市の東京事務所と共同で広報紙、パンフレット等を配架している。

(イ) イベントへの出展について

市の観光や市政情報等、本市の魅力を発信するために、平成27年度は東京で実施された他団体主催のイベントに出展し、人気キャラクターとタイアップした取組や市内の観光地の紹介等を行った。東京事務所が主体となって出展したイベントは2回(「L'ala EXPO 2016」及び「地方創生塾開塾記念セミナー」)、市担当部局の出展等に対し支援を行ったイベントは1回(「地域の魅力発信セミナー」)であった。

エ 各政令指定都市の状況(平成27年度の状況について回答)

本市を含む政令指定都市は、20市全てが東京事務所を設置している。

各政令指定都市の東京事務所を対象に、調査票を用いた状況把握を行った結果、回答の状況は次のとおりであった。

(ア) 首都圏の政令指定都市における状況について

本市を除く首都圏の政令指定都市4市においては、1市が事務所の名称を「東京プロモーション本部」としていたほかは「東京事務所」としていた。職員の配置の状況は、最も多い市が9名、他は6名又は4名となっていた。

業務については、いずれも本市と同様に国会、各省庁等との連絡調整や市政に関連する情報の収集及び担当部局等への提供を行っているほか、シティセールスに関する業務について、都内の民間施設に観光パンフレット等を頒布している市や、市の重要施策やイベント等について掲載したニューズレターを発行している市が見られた。

そのほか、企業誘致に関する業務を実施している市が見られた。

(イ) その他の政令指定都市の状況について

首都圏を除く政令指定都市15市の東京事務所においては、事務所名称を「シティプロモーション首都圏本部」としている市が1市見られた。職員の配置の状況は、最少が3名、最大が13名であった。また、6市について事務職以外の職種(土木職等)の職員が配置されており、当該

職員が国土交通省との連絡・情報収集に関する業務を担当している市も見られた。

業務については、市への移住促進業務や税の滞納整理事務等を行っている市が見られた。また、東京事務所のホームページにより、首都圏在住者や首都圏の企業に向けて、イベント情報や企業立地支援等の情報発信を行っている市が見られた。

(6) 監査の結果(検討すべき事項)

今回の行政監査の結果、事務事業を改善するために検討すべき事項は次のとおりである。

ア 職員への東京事務所機能の周知について

東京事務所は主に国と担当部局のパイプ役を担っていることから、事業の成果は担当部局の成果として現れるものと考えられるが、担当部局が施策を企画・検討する段階で東京事務所を活用して必要な情報を得ることができるよう、職員は常に意識することが必要である。

また、シティセールスの面でも、市の施策や事業を発信するために各部署で作成しているパンフレット類等の資料を東京事務所の職員が入手するに当たっては、各部署から送付されるものもあるが、自ら収集する場合もあるとのことだった。本来は各部署から積極的に東京事務所に配布等を依頼すべきであり、職員が東京事務所の機能を活用しているとは言いがたい点もある。

今後は、これまで以上に東京事務所による情報収集が適時適切に行われ、また収集した情報が担当部局によって効果的に活かされるよう、さまざまな機会を捉えて職員に対して東京事務所の持つ役割や機能を周知されたい。

イ 収集資料の管理について

東京事務所は平成27年度には1,525件の情報を収集し、担当部局に提供したほか資料の件名及び表紙(1枚目)を職員ポータルサイトへの掲示等によって全庁に周知した。これらの情報の中には、インターネ

ットからは得られない貴重な情報も含まれている。

収集した資料は全頁が共通ファイルサーバー内に電子データで格納され、職員が内容を確認したい場合はこのサーバーにアクセスし、件名が時系列に記載された一覧表を見て検索することになる。

資料の整理という観点では、担当部局の職員が検索しやすいように、例えばこの一覧表を省庁別、分野別に整理するなどの配慮が必要になると思われる。今後とも、収集した資料を活用するに当たっての利便性に配慮し、検索性の向上を意識して分類・整理・保管を行われたい。

(7) 意見

現在の地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進展など東京事務所の開設当時とは大きく変化しており、またインターネットや電子メールなどのICT技術革新による新たな情報伝達手段の発達により、距離に関係なく大量の情報を瞬時に送ることができるようになるなど、情報収集活動のあり方も大きく変わっている。

こうした中で今まで以上に効果的な情報収集を行うためには、担当部局において、提供された情報がどのように活用されているのか確認・検証することが必要である。

一方、少子高齢化の一層の進行による人口減少社会の到来を受けて、多くの自治体で地域の活性化を図るための定住促進や企業・観光客の誘致が行われており、定住人口の増加につながる地域ブランドの創出、シティセールス、シティプロモーションといった、地域の生き残りをかけた具体的な取組が全国で見られるようになった。東京事務所に首都圏におけるこうした取組の中心的な役割を持たせ、シティプロモーションの名称を冠した東京事務所を設置している自治体もある。

本市においても「相模原市シティセールス推進指針」に基づき、様々な取組が行われているが、本市の目指す「人や企業に選ばれる都市づくり」を進める上で、東京事務所がこれまでにフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションを通じて構築した人的なネットワークを活用して、国の考え方や市政に関連する情報を収集するとともに、各種審議会の傍聴などを通じて国の動向を把握することなど、ヒト・モノ・情報が集中する東京に設置された前

線基地として、東京事務所の役割はますます重要となっている。

現在、本市のシティセールスを推進するための庁内組織としては、相模原市シティセールス推進本部会議及び事務局会議が設置されているが、東京事務所長は現在その構成員となっておらず、東京事務所の役割も明確ではない。

今後は、東京に設置されているという立地上の優位性や、これまでに蓄積した人的ネットワークなどの資源を最大限活用し、東京事務所の機能を発揮することによって、本市の魅力が発信できるようシティセールス事業における役割を十分に果たされたい。